細則３－１　ＮＡＳ電池を設置する一般取扱所の自主保安基準

|  |  |
| --- | --- |
| 定める必要がある施設 | ＮＡＳ電池を設置する一般取扱所 |

第１　総則

当所のＮＡＳ電池の監視、制御等は、本編及び関係する細則によるほか、第２で定める「ＮＡＳ電池の保安管理に係る基準」に基づき行うものとする。

第２　ＮＡＳ電池の保安管理に係る基準

１　所長は、ＮＡＳ電池の監視、制御等を行うために必要な実施基準を整備するとともに、実施基準に基づき監視、制御等が適正に行われる体制を確保するものとする。

２　所長は、ＮＡＳ電池で火災等が発生した場合の連絡体制（消防機関への通報を含む）及び対応体制を確保するものとする。

３　ＮＡＳ電池の監視、制御等は、●●データセンター（東京都千代田区大手町-●-●）及び●●警防室（東京都千代田区大手町-●-●）で行うものとする。

４　その他